照会書

平成25年9月13日

西日本電信電話株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 髙 嶌 英 弘 (京都産業大学法務研究科教授) (連絡先)

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地 ヒロセビル4階 担当 事務局長 長野浩三(弁護士)

当NPO法人は,消費者の権利擁護を目的として,消費者,消費者団体,消費生活相談員,学者,司法書士及び弁護士らで構成し,2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人では、インターネット回線サービスの加入契約につき、利用者の 保護を図り、適正な契約を促進するため、調査を行っております。

貴社は、「フレッツ光」と呼ばれるインターネット回線サービスの提供を行っており、同サービスの利用者向けの割引サービスとして「どーんと割」、「光もっともっと割」を提供されておりますが、同割引サービス利用に伴う解約金に関し、下記のとおり照会をいたします。

つきましては、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、本照会の内容、貴社のご回答の有無・内容、本照会以降の経緯・内容等を当NPO法人ホームページ上で公表することがありますので、その旨ご承知おきください。

- 1 戸建てを対象とした一般的な光ファイバー通信網サービス契約(以下,光回線サービスという。)について,サービス開始当初から,現在までの①料金,
 - ②工事に関する費用(設備撤去費用を含む), ③事務手数料及び④解約金等の解約時に発生する契約者の経済的負担の経緯を説明下さい。
 - ※料金の変更時,項目毎,各プランの導入時及び終了時を時系列で説明頂くと 分かりやすくなります。
- 2 どーんと割の契約について下記につき回答下さい。
- (1) 契約後1年未満に解約すると設備撤去費用とは別に解約金10,500円 が発生しますが、その金額の根拠。
- (2) 契約後1年経過の後2年経過未満で解約すると設備撤去費用とは別に解約 金5,250円が発生しますが、その金額の根拠。
- (3) 光回線サービスのフレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼のどーんと割の場合、23月目に1月分3、790.5円を支払って早期解約をすることは可能のように思われます。これは可能か。もし、可能ではない場合その根拠。
- (4) 1月目と12月目で解約した者の解約金が同一なのはどうしてか。また、 13月目と23月目で解約した者の解約金が同一なのはどうしてか。
- 3 光もっともっと割の契約について下記につき回答下さい。
- (1) それぞれの解約時期における解約金の金額の根拠。
- (2) 光もっともっと割の制度設計とどーんと割の制度設計の相違とその理由。
- (3)光もっともっと割の自動更新時に更新前と同様の解約金を徴収する理由(すでに長期間拘束したのであるから解約金を徴収するのは不当ではないか。)。